

サロン活動の助成について

目的	高齢者や子育て中の親子、障がい者などが地域で孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを目指し、地域住民の主体的活動としての地域のふれあい・交流拠点づくりに対して支援を行うことを目的とする。
サロンとは	<p><ミニケアサロン> 地域内の虚弱な高齢者や障がい者が対象で日ごろから何らかの支援が必要な方を対象とした活動</p> <p><ふれあいサロン> 地域の住民が対象で高齢者や児童などの居場所や交流の場づくりを目的とした活動</p>
対象となる団体	<p>市内の地域住民を構成員とし、地域から孤立しがちな方が身近な地域で気軽に集える場所をつくる活動をするグループ・団体</p> <p>※ 構成人数が5人以上であること</p> <p>※ 設立から6箇月以上の活動実績があること</p>
対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、児童とその親、障がい者など地域住民を対象とするもの ・ 身近な地域の公民館・集会所・民家の空きスペースなどを活用したもの ・ 地区社会福祉協議会との連携のもと、地域の見守り活動のひとつとして地域住民が主体的に活動を行うもの ・ 参加者同士の情報交換をはじめとした交流・閉じこもり防止・生きがいづくりを目的としたもの <p>※ 開設回数 おおむね月1回、年10回以上</p> <p>※ 参加者数 年間のべ50人以上</p>
助成金額	<p>活動に必要な経費の一部を助成する。</p> <p>※ 限度額30,000円</p>
申請から報告までの流れ	<p>締切り日までに申請書を提出</p> <p>→ 社会福祉協議会にて審査後、決定通知送付</p> <p>(※ 振込は7月末を予定、申請状況により前後することがあります)</p> <p>→ 3月に報告書を配布</p> <p>→ 4月に実績報告書を提出</p> <p>(※ 書類審査後、必要に応じて調査し不適合とみなした場合は返還頂くこともあります。</p> <p>※ 事業に係る領収書は必ず保管しておいてください)</p>
募集期間	<p>申請年度の5月末日までに提出してください。</p> <p>年度途中申請については、社会福祉協議会までご相談ください。</p>